

手順 4 地震保険

地震保険への加入をおすすめします。

地震・噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）を原因とする火災、損壊、埋没または流失による建物や家財の損害を補償します。

※「GK すまいの保険・スーパーロング」では、地震等を原因とする損害は補償されません。



地震による火災で
建物が焼失した



地震で建物が
損壊した



地震による津波で
建物が流された



地震で家財が
損壊した

地震保険を単独でご契約いただくことはできません。地震保険は「GK すまいの保険・スーパーロング」とあわせてご契約いただきますが、お客さまがご希望されない場合は、地震保険をご契約いただかないことも可能です。ただし、この場合には地震等による損壊等の損害だけでなく、地震等による火災損害についても保険金をお支払いしません（地震火災費用特約では、保険金をお支払いする場合があります。）。

※地震保険をご希望されない場合には、保険申込書の「地震保険ご確認欄」をお確かめのうえ署名（または押印）してください。

地震保険の保険の対象

- ①居住用の建物（住居のみに使用される建物および併用住宅をいいます。）
- ②家財（居住用の建物に収容されている場合に限りです。）

※地震保険の保険の対象は、「GK すまいの保険・スーパーロング」で保険の対象となっているものに限りです。「GK すまいの保険・スーパーロング」の保険の対象が上記①および②である場合、地震保険の保険の対象として①または②のいずれかのみを選択することもできます。なお、建物のみが地震保険の保険の対象である場合、家財の損害は補償されません。また、家財のみが地震保険の保険の対象である場合、建物の損害は補償されません。

■保険の対象とならないもの^(注)

- 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手
- 自動車、バイク（総排気量125cc以下の原動機付自転車を除きます。）
- 貴金属、宝石、美術品等で1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物 等

(注)セットでご契約いただく「GK すまいの保険・スーパーロング」の保険の対象に含めている場合であっても、地震保険では対象となりません。

地震保険のお支払いについて

地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって保険の対象に生じた損害が全損、半損または一部損^(注)となった場合に保険金をお支払いします。

保険金は、実際の修理費ではなく、損害の程度（全損、半損または一部損）に応じて地震保険の保険金額の一定割合（100%、50%または5%）をお支払いします。

(注)「全損」「半損」「一部損」の認定について

地震保険の損害認定処理を迅速・的確・公平に行うために一般社団法人 日本損害保険協会が制定した「地震保険損害認定基準」に従って認定します（国が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」とは異なります。）。

損害の程度	保険金をお支払いする場合		お支払いする保険金の額
	建物	家財	
全損	地震等により損害を受け、主要構造部（基礎、柱、壁、屋根等）の損害の額が、その建物の時価額の50%以上となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の70%以上となった場合	地震等により損害を受け、損害の額が保険の対象である家財全体の時価額の80%以上となった場合	地震保険の保険金額×100% (時価額が限度)
半損	地震等により損害を受け、主要構造部（上記に同じ）の損害の額が、その建物の時価額の20%以上50%未満となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の20%以上70%未満となった場合	地震等により損害を受け、損害の額が保険の対象である家財全体の時価額の30%以上80%未満となった場合	地震保険の保険金額×50% (時価額の50%が限度)
一部損	地震等により損害を受け、主要構造部（上記に同じ）の損害の額が、その建物の時価額の3%以上20%未満となった場合、または建物が床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水を受け、建物の損害が全損または半損に至らない場合	地震等により損害を受け、損害の額が保険の対象である家財全体の時価額の10%以上30%未満となった場合	地震保険の保険金額×5% (時価額の5%が限度)

※1 損害の程度が一部損に至らない場合は補償されません。

※2 損害の程度が全損と認定された場合には、地震保険の補償はその損害が生じた時に遡って終了しますので、終了後に発生した地震等による損害は補償されません。

※3 門、塀または垣のみの損害など、主要構造部に該当しない部分のみの損害は補償されません。

- 損害保険会社全社で算出された1回の地震等による保険金総額が7兆円を超える場合、お支払いする保険金は、算出された保険金総額に対する7兆円の割合によって削減されることがあります（平成27年11月現在）。
- 72時間以内に生じた2回以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。